

鳥取県議会告示第5号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月13日

鳥取県議会議長 山 根 英 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写しの送付に要する費用 <u>送付に要する実費</u>の額</p>	<p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第3条 条例第10条第2項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第10条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第10条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写しの郵送に要する費用 <u>郵送に要する郵便料金の額</u></p>

附 則

この告示は、平成19年4月13日から施行する。